

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和7年10月01日 開会時間・午前・午後01時35分 閉会時間・午前・午後02時40分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 川柳 雅裕 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	松井市長 國枝副市長 鷺野副市長 田中企画部長 吉村市長 室長 林財務課長 大杉財務課主幹 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	・令和7年度中期財政見通し及び令和8年度予算編成方針について ・その他	

【開会＝午後 1 時 35 分】

後藤國弘議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。堀議員からは体調不良により少し遅れて来ると連絡を受けております。

会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたが、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

後藤國弘議長

傍聴を許可いたします。

教育委員会から報告をお願いいたします。

教育長

教育委員会から 2 点報告させていただきます。

1 点目は、羽島市教育委員会点検評価の報告についてでございます。

2 点目は、4 月に実施いたしました全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストの調査結果について報告させていただきます。

それでは、事務局長から順次説明させていただきます。

教育委員会事務局長

それでは、まず令和 7 年度羽島市教育委員会点検評価報告書について、ご説明申し上げます。

タブレットには、点検評価報告書と点検評価報告書の全員協議会資料、A4 判 2 枚物をお配りしておりますが、本日は A4 判 2 ページ物の全員協議会資料にて、ご説明いたします。

それでは、資料をご覧いただきたいと存じます。

点検評価の目的につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定により、効率的な教育行政に資すること、また市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成するとともに、これを議会に提出し、公表することが義務付けられております。

この法律に基づき、教育委員会におきまして、令和 6 年度実施事業の管理及び執行の状況について、点検評価を行いました。

手順につきましては、まず教育委員会内において点検評価を行い、点検評価委員会においてご意見をいただき、議決いただいたものを市教育委員会において報告書としてま

とめるとともに、市議会へ提出し、速やかに公表を行うこととしております。

それでは、中段の2「教育委員会の方針と重点」をご覧くださいと存じます。

令和4年3月に策定し、令和4年度から7年度の4年間を計画期間としております羽島市教育振興基本計画に掲載しております羽島市教育委員会の方針と重点は、「次代の羽島を創造する人づくり ～志を持ち心豊かに学び合うコミュニティの実現を目指して～」の教育理念のもと、2つの施策の基本方向、そしてここには記載がございませんが、その下に6つの重点目標がございます。

今回、点検評価した項目については、16の指標でございます。

下段の3「点検評価の結果」をご覧くださいと存じます。

設定指標にかかわる進捗状況で、重点目標の達成度を評価しております。

なお、成果指標は重点施策の一部であり、指標名と一致はしておりません。

また、目標値については、基準値を元に教育振興計画の最終年度となる2025年度に目標とすべき値を2021年度に設定したもので、中には報告値が目標値をすでに上回っている項目もございます。

それでは、主だった成果指標とその施策についてご説明いたします。

重点目標1の表の1段目の成果指標名「いじめや問題行動の未然防止等」については、「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思いますか」という質問に対する肯定的回答をした児童・生徒の割合を示しております。

児童で報告値が97.9%と基準値よりも若干上回り、生徒で96.7%と基準値よりも若干下回っている状況です。

目標値に向けて、いじめ防止等に特化した強化週間を3か月に1回程度設け、自分事として考える機会にする取組となるよう、アクション会議や生徒指導主事会で、繰り返し教職員に働きかけてまいります。

次ページをお願いいたします。

重点目標2の表の一番下の成果指標名「地域と連携したキャリア教育の推進」については、「将来の夢や目標を持っているか」という質問に対する肯定的回答をした児童・生徒の割合を示しており、児童で報告値が82.4%と基準値を上回っておりますが、生徒の報告値においては67.3%と基

準値を下回っております。

この関係につきましては、基準値である2021年度から2022年度は同程度、2023年度は66.6%まで下がりましたが、2024年度につきましては若干上昇いたしました。

これは、コロナ禍の影響が減り、各学校で職場体験や職業講話などの体験的な活動を取り入れたキャリア教育の成果であると捉えております。

なお、成果指標の報告値が基準値と比べて低くなっている理由としましては、基準値自体が高かったことが考えられ、報告値自体は県平均、全国平均並みでございました。

今後は、特に中学校において職場体験の実施や職業講話の開催をしたりするとともに、小学校と連携し、9か年を見据えたキャリア教育の充実が図られるよう、指導、助言してまいりたいと考えております。

次に、重点目標3の成果指標名「家庭教育学級の参加率」につきましては、市立幼稚園、各小中学校、義務教育学校の家庭教育の各講座参加者の割合を示しており、報告値57.7%と基準値よりも下回っております。

この関係につきましては、多くの学校がオンライン型の活動から集合型、対面型の活動に移行した学校が多かったため、開催場所や開催時間が特定され、柔軟に参画できる環境が減少したことが要因であると考えられます。

今後は、対面型とオンライン型を組み合わせたハイブリッド形式の講座を増やし、より多くの保護者が参加できるよう工夫してまいります。

以上が成果指標にかかわるご説明でございます。

最後に、「4点検評価委員会からの主な意見」をご覧いただきたいと思います。

教育委員会の点検評価については、市教育委員会点検評価委員会の5名の委員から、報告書案にかかわる意見などをいただき、その内容を掲載しております。

委員からは、「指標について、小学校、中学校を分けて算出すると、より羽島市の傾向を分析できるのではないか」、また、「目標値に達していない数値の分析にとどまらず、目標値より高い数値の項目の分析も必要である」といったご意見をいただきました。

このような成果指標にかかわる意見を受け、次年度に向けて、成果指標の目標値より高い項目についても分析を行い、その結果を記載してまいります。

点検評価の報告についての説明を終了いたします。

後藤國弘議長

引き続き、教育委員会より報告願います。

教育委員会事務局長

全国学力学習状況調査の結果について報告いたします。
本年度の全国学力学習状況調査は、従前と同様、小学校・義務教育学校6年生と、中学校3年・義務教育学校9年生を対象に実施されたところでございます。

調査につきましては、学力調査、そして児童・生徒への質問紙、この2つから構成されております。

まず、表内の記号についてご説明を申し上げます。令和5・6・7年度、各教科の枠に記載してあります左側の記号、「○」、「－」、「△」でございますが、「○」は全国平均よりも上、「－」は全国平均並み、「△」は全国平均より下を表しております。

その右側にある記号は、上矢印は前年度の数值よりも上、中点は前年度並み、下矢印は前年度数值より下を表しております。

理科につきましては、令和4年度以降、3年ぶりの実施となっており、前年度は未実施であることから、右側の記号はございません。

それでは、上段「1 学力調査について」をご覧くださいと存じます。

まず左の表、小学校6年生は、国語、算数、理科、いずれも全国平均を下回りました。

次に、右の表、中学校3年生は、国語、数学ともに全国平均を下回り、理科については全国平均を上回っております。

また、その下の表は、中学校3年生の3年前の小学校6年生時との変容について調べたものでございます。国語、算数・数学はやや上昇傾向が見られました。

続きまして、「2 質問紙調査について」でございます。「(1) 子どもたち自身のことについて」のところ、「自分には良いところがある」という問いは、小中ともに「△」で、全国平均より下回りました。中学校においては、昨年度より向上しております。小学校段階から「よさ見つけ」などの取組等を継続することで、自己肯定感が徐々に高まっていると考えております。

「将来の夢や目標」にかかわる問いにつきましては、中学校で全国平均を上回りましたが、小学校では全国平均を下回りました。

体験や講話を仕組んだり、9か年を見据えたキャリア教育の充実が図られるよう、指導、助言してまいります。

「いじめ」にかかわる問いについては、小学校では全国平均と同程度、中学校では上回る数値でございましたが、昨年度と比べ、小学校6年生で若干低下しております。

3か月に一度のいじめの防止等を推進する週間を生かし、「いじめを許さないこと」を前提とした指導を継続するよう、指導、助言を続けてまいります。

次に、次ページの「(2) ICT機器の活用について」でございます。

羽島市は先進的でございましたことから、今年度も全国平均を大きく上回りました。

一方、ICT機器が勉強の役に立つと回答した児童生徒の割合は低下しております。すべての学習活動でICT機器を活用するといったファースト・フェーズから、ICTの効果的な活用方法や授業改善を試みるというセカンド・フェーズに入ったことを中心に指導、助言をしてまいります。

次に、「(3) 学校生活とのかかわりについて」でございます。

小学校において、「学校に行くのが楽しい」と回答した児童の割合が増加いたしました。

また、中学校において、「自分と違う意見について考えるのが楽しい」と回答した生徒の割合が、小学校6年生時よりもわずかに増加しております。

今後も、多様な価値観に触れたり、他者を受容したりすることができるよう、指導助言してまいります。

最後に、「(4) 子どもたちと地域のかかわりについて」でございます。

中学校において、「地域や社会を良くするために何かしてみたいと思う」と回答した生徒の割合が、小学校6年生時よりも増加いたしました。

一方で、小中学校ともに全国平均より低い結果となっております。児童・生徒と地域社会との関わりが増えるような方向性を考えることや、地域を含めた多様な人材を生かした教育課程を編成することなどについて、指導、助言を続けてまいります。

これら学力調査の結果につきましては、各学校が自校の結果を踏まえ、すでにその検討・対策にあたっておりますが、加えて、教育委員会事務局も同時に成果と課題を明確にしたうえで、指導計画や指導方法の改善点を各学校に示すとともに、市ホームページで公表してまいります。

	<p>は、報告のみとなりますので、お尋ねしたいことがありましたら個別にさせていただきますよう、よろしくお願ひいたします。執行部の皆さん、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">〔執行部退席〕</p>
後藤國弘議長	次に、議会運営委員会委員長より報告をお願いします。
南谷佳寛議会運営委員長	<p>議会運営委員会では、一般質問などで議員が使用される紙や画像などの資料について、議長に提出する期限を設定することに決定いたしました。</p> <p>これは、議員が資料を使用する間際までその正確性や表記の問題等に時間を費やし、間違った資料が議場などにおいて公開される危険があることから、資料の提出期限を設け、十分な検証を行う時間が必要であると決定したものです。</p> <p>具体的には、一般質問において使用する資料は、質問通告書の提出と同時に提出し、提出後の軽微な修正は定例会初日までといたします。</p> <p>また、一般質問以外の場で使用する資料は、使用する日の1週間前までと制限を設定いたしました。</p> <p>なお、ご承知のとおり、資料の内容や表記などについての責任は提出議員にありますので、よろしくお願ひいたします。以上、資料提出の期限についての説明でございます。</p>
後藤國弘議長	ただいまの報告について何かご質問はございますか。
近藤議員	なぜ提出期限がそんなに早くなければいけないのか。それから資料提出者に責任があるということを述べておられますが、それなのに誰がチェックするのでしょうか。
南谷佳寛議会運営委員長	今までも事務局がチェックしておりました。前日に出されることで、数字等が間違っているものを議場で配付することになってしまうのはいかがなものかと思ひ、提出される場合は前もって提出する意思があると思ひますので、通告書と一緒に出していただきたいということに決まりました。
藤川議員	<p>一般質問で資料を配付したり、画面に映したりすることは過去にもありました。</p> <p>著作権に触れるようなものがあって、事務局にチェック</p>

議会事務局長	<p>していただけるなら、チェック期間はあったほうが良いと思います。</p> <p>ただ、先ほどの説明にありました、「一般質問ではないときには1週間前に出していただく」ということについて、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。</p> <p>一般質問以外の場として想定しているのは、委員会で使用する場合がございます。</p>
藤川議員	<p>委員会は開催が1週間前に告知されて議員は知るところになると思います。</p> <p>開催されることが1週間前に分かり、内容については当日になってはじめて分かることもあります。その内容の関係で、議員が資料を配付したい場合、1週間前を期限にすると不都合が出るのではないかと心配があります。</p> <p>委員会における資料提出のルールは、期限を見直したほうが良いのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。</p>
川柳議員	<p>私のように代表質問をやったことがない者は、発言の順位がかなり遅くなります。軽微な訂正は認めるということを知りましたが、私より前に一般質問される方がいて、同じような内容や同じような情報を扱う場合に、急遽差し替えるとか、資料について自分が用意していたものが使われてしまった場合を想定したら、一般質問はその議員の責任においてやるものだと思いますので、自由にやらせていただくのが本当ではないかと私は思います。</p>
南谷佳寛議会運営委員長	<p>軽微な訂正については、指摘された数字等の修正を想定しており、ほとんどの内容を変えることは想定しておりません。</p>
藤川議員	<p>一般質問については理解いたしましたが、委員会に関しては先ほど申し上げた懸念点がありますので、その点については期日を後ろ倒ししていただきたいです。</p>
佐藤議員	<p>資料というのは文書の資料であって、一般質問で放映するビデオ等に関しては問題になっていないという理解でよろしいですか。</p>
後藤國弘議長	<p>動画は今のところ認めておりませんので、画像のことでございます。</p>

佐藤議員	画像も含まれるという理解でよろしいですね。
後藤國弘議長	そうです。
堀議員	新聞から取り上げた資料で、市が発表したものでは明らかになっていないようなもの、こういった資料のことを言っているのでしょうか。
後藤國弘議長	<p>資料の内容ではなくて、資料を提出する場合の期限について話し合っております。それを通告書と同時にお願いしたいということでございます。</p> <p>付け加えますと、議場で配付する資料については最終的には議長が判断いたしますが、事務局が精査して議長へ報告するまでの準備期間が必要です。具体的に言うと、前日の午後5時に持ってこられても対応が困難であるということから、期限を設けさせていただきました。</p> <p>委員会の関係についてはいったん置いておいて、まず一般質問の資料について、委員長報告のように期限を設けることに、反対の方はいらっしゃいますか。</p>
〔発言する者なし〕	
佐藤議員	私は反対ではなくて賛成ですが、通告書の提出期限となると、かなり前ですよ。質問の1週間前でいいのではと思ったのですが。
後藤國弘議長	佐藤議員のご提案について、ご意見はございますか。
藤川議員	<p>おそらく事務局として権利関係等のチェックに時間がかかるからだとは思いますが。</p> <p>事務局としては、チェック期間について、具体的な意見はありますか。</p>
議会総務課長	<p>資料の内容にもよりますが、出典元に確認しても即答されない場合もあります。やりとりが何度も往復する場合は1週間で間に合うのか、判断が難しいところがあります。</p> <p>ですので、できる限り通告書の締切でお願いしたいという事務局としてのお願いです。</p> <p>また、議会事務局としては、通告書を提出する段階で、資料についてもある程度用意できていて欲しいというところ</p>

藤川議員	<p>ろもございますので、委員長報告のとおり提案いたしました。</p> <p>議長に判断の権限があるので、当日までにチェックできたものだけ許可するわけですから、それまでにチェックが間に合わなければ議長は許可を出さないと思います。</p> <p>なので、許可が出なくてもそれは遅めに提出した議員に責任がある前提で、期間を設けるのではなく、確認が取れたら認められて、確認が取れない場合は認めてもらえないという形にすると、議長の負担は増えますか。</p>
	<p>〔「増えます」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川議員	<p>そうであれば、期限設けたほうがいいのかもかもしれません。</p>
豊島議員	<p>一般質問の通告と同日ということで、いいと思います。</p> <p>私は写真以外、配付したことないものですから、十分間に合うと思っております。</p>
粟津議員	<p>出典元の確認は提出した議員本人が責任を持ってやることになっているので、出典元まで事務局が把握する必要はないと思います。</p> <p>通告書の提出期限から一般質問の初日まで2週間ほどあると思うのですが、1週間あれば数字的な確認は十分できると思います。それ以外のことに関しては、議員本人の責任でございます。</p>
議会総務課長	<p>もちろん議員の責任ですが、議員本人の責任と言っても議長が許可を出して配付する資料になりますので、議会全体の責任にもなりますから、ある程度、できる範囲でチェックしたいというところはございます。</p> <p>なので、議員が全部責任持つから何でも配付してもいいというのは飛躍しすぎかなと思います。</p>
野口議員	<p>傍聴者にも配られるんですよね。傍聴者に配られるということは、仮に間違えた資料を配布してしまったら、訂正する機会もないということですよ。ということは、しっかりとチェックしなければいけないということです。</p>
後藤國弘議長	<p>ほかに意見がなければ、これは議長からのお願いということで、通告書の期限に間に合うように資料も用意してい</p>

	<p>ただくという形でお願いいたします。</p> <p>軽微な修正に関しては、議会初日までに行っていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と発言する者あり〕</p>
南谷清司議員	<p>申し合わせとして文書にしてもらえるとありがたいです。</p>
後藤國弘議長	<p>了解しました。委員会の資料提出については、1週間前は厳しいのではないかという話がありましたが、これについてはどうでしょうか。</p>
佐藤議員	<p>そもそも委員会の関係で困ったことがあったのでしょうか。</p>
後藤國弘議長	<p>ありません。</p>
議会総務課長補佐	<p>基本的に一般質問以外というのは、常任委員会における資料配付のことになります。常任委員会は会期中しか開催できませんし、1週間前の通知ではなくて、今のところは初日に会期日程が出てから開催まで2、3週間は期間がありますので、そういったことを想定して1週間前としております。</p>
藤川議員	<p>会期中の常任委員会の話だけをされております。</p> <p>会期以外に、閉会中の審査の委員会を開くとか、そういう場合も今の一般質問以外の資料提出に含まれるのか。</p> <p>あと、特別委員会はどうなるのか、そのあたりも1週間ルールになるのですか、という話でございます。</p> <p>例えば今議論している議員定数・報酬などの関係も、分科会の中でじゃあ1週間前までにその資料を出しましょうという話になるのか。</p> <p>そのあたりも含めてのことになると思うので、会期中の常任委員会だけではないのではないか、というところからも検討が必要ではないかと思えます。</p>
後藤國弘議長	<p>資料の提出期限が常任委員会以外にも適用されるかどうかということですね。</p>
佐藤議員	<p>私も委員会に資料を提出したこと自体がほとんどないの</p>

川柳議員	<p>で、必要性自体がよく分からないこともありますし、もう少し慎重に考えたいという気はします。</p> <p>私は「緊急性のあるものは除く」という一文を付けておけばいいと思います。災害の写真を委員会で配付したいとして、提出期限を過ぎているから認めないなんてことは言っていないからです。</p>
後藤國弘議長	<p>ほかにご意見はございますか。</p> <p>[発言する者なし]</p>
後藤國弘議長	<p>委員会は議長ではなく委員長に権限がありますので、努力義務ということで、なるべく1週間前を目途に出していただく形にしておきたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>[「異議なし」と発言する者あり]</p>
後藤國弘議長	<p>そのようにさせていただきます。</p> <p>次に、議会改革特別委員会より報告をお願いいたします。</p>
安藤議会改革特別委員長	<p>議会改革特別委員会では、先月22日に改革事項について協議し、次の2点について決定しましたので報告します。</p> <p>まず1点目、一般質問要旨通告書のあり方について協議し、これまでと同様のあり方とし、現状のままでよいという結論になりました。</p> <p>2点目は、常任委員会活動報告書について、報告書に意見交換会の総括や行政視察報告書、市への提言を掲載し、一本化することに決定いたしました。</p> <p>なお、常任委員会活動報告書の様式をタブレットに入れてあります。</p> <p>以上、議会改革特別委員会の協議事項についての報告でございます。</p>
後藤國弘議長	<p>ただいまの報告について、何かご質問はございますか。</p>
南谷清司議員	<p>2点目は私の提案でして、このように実現していただいております。</p> <p>しかし、委員会活動報告書は、私が議会改革特別委員長をしていたときに常任委員会の活性化ということで、その流れで、これをやらなければいけないということで皆様の</p>

ご理解を得た内容です。

そのときの報告書の様式と比べると、今回の様式さらに活性化を進めるといふ観点からは逆行している状況になっております。活性化が達成されていけばいいですが、とてもそうは思えない現状ですので、まだこれから活性化に向けて取り組んでいかなければいけないという状況です。

活動報告書の様式の水準が以前より下がった状況は大変よろしくないと思っておりますので、この様式については反対しております。もう一度見直していただきたいです。

そして様式について、記載例もきちんと上げていただかないと、徐々に内容がなくなっていく懸念がありますので、記載例も付けて様式を定めていただいたほうがいいと思います。前回のときは記載例が付けてあったと思いますので、その点についてもよろしくお願いいたします。

佐藤議員

先ほど、通告書のあり方について現状のままで良いという結論でした、というご発言をいただいておりますけれども、これはどういう文脈でそういった議論になったのかということが疑問なので、お尋ねしたいです。

あと先ほど出ました資料提出の関係で申し上げますと、一般質問をする際に資料を使いたい場合、そこに項目ごとに、資料を添付したいという希望をかける欄みたいなのを設けた方がいいのではないかという気もしたのですが、そのあたりお伺いしたいです。

豊島議員

議会改革特別委員会では熱心に議論されていると思っております。提案募集の際には応募しなかったですが、議会改革特別委員会で議論していただきたいと思うことは日頃からあります。2点申し上げます。

1点目は要旨通告書の件について、県内21市や県内他市の要旨通告書を取り寄せるなどして、どれだけ審議されたのか、お尋ねいたします。

2点目は活動報告書の件ですが、私もどうやって書けばいいのかと思っていましたので、記載例を添付していただきたいということ意見を意見として申し上げます。

安藤議会改革特別委員長

前年度からの引き継ぎということで協議を進めさせていただいて、通告書の様式についてはこのままでいいという結論に達してご報告をさせていただいております。

活動報告書については、再度協議をして、詳細な形にできるように議論したいと思っております。

後藤國弘議長	<p>再度、議会改革特別委員会で議論していただいて、その結論を全員協議会で報告していただきたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
南谷清司議員	<p>議論していただければいいですが、その議論の題材として、以前の様式は市民との意見聴取、先進事例調査、羽島市の執行部に対するヒアリングについて記載してあったはずですが、それが消えています。なぜか分かりませんが、私は活性化と言うならば、当然あるべきだと思っています。</p> <p>また、活動報告書の中には各委員の意見を署名付きで書くということで、これは前回の全員協議会で書くべきという発表があったのでそれはそうなると思うのですが、この様式を見るとややむやになりそうな気配です。</p> <p>それをやはり明確にしなければいけないのではないかと思います。</p> <p>さらに、令和7年度から令和8年度とタイトルに書いてあるのですが、ということは2年に1回出せばいいと。それは活性化に逆行していると思います。毎年公表しなければいけないだろうと思いますし、そういったところについて議論していただいて、より活性化が進む方向へ議論を進めていただけるとありがたいなと思います。</p>
後藤國弘議長	<p>もう一度議会改革特別委員会で議論していただくということで、各議員もさまざまな要望等があると思いますので、その旨を委員に伝えていただいて、その後しっかりと議論していただきたいと思いますので、お願いいたします。</p> <p>そのほか、ございますか。</p>
	<p>〔発言する者なし〕</p>
後藤國弘議長	<p>次に、各会派からの予算要望についてです。例年、各会派の予算要望を市に提出されていると思いますが、例年どおり10月中に提出をお願いいたします。</p> <p>次に、視察について議員の皆様へお願いがございます。視察につきましては、地方自治法及び議会規則のほか、「議員活動に関する申し合わせ事項の第20」の「行政視察についての確認事項」に基づき、公費を用いて行う委員会の調査活動であることをご理解していただくようお願い申し上げます。</p> <p>また、視察に際しては節度ある行動を心がけていただく</p>

とともに、特に次の事項についてはご協力をお願い申し上げます。

調査事項等について事前に勉強会を実施すること、視察終了後、代表者が各委員と検討会を実施し、全委員の意見をまとめたうえで文書にて議長に報告すること、さらに、視察内容等を踏まえた市長への提言事項については、昨年同様3月定例議会最終日を目途に各委員会にてとりまとめいただきますようお願い申し上げます。

以上で全員協議会の協議事項はすべて終了いたします。

近藤議員

インター南の西側の企業誘致が失敗したということですので。あそこにはインフラ整備などの投資をしていますので、一般質問でも取り上げられましたが、詳細に説明を聞く機会を作っていただきたいです。また、コスト周辺で売れ残った土地もありますし、羽島市で最も大切な企業誘致がどのようなになっているかということを知る場をぜひ作っていただきたいです。

2点目、次期ごみ処理施設が建設中です。工事は順調に進んでいると思いますが、物価高騰の折ですし、羽島市が事業費の約4割を負担する大規模な工事です。追加工事で費用が高くなった現状を、現地の見学をしながら説明を受ける場を設けていただくことを提案します。

それからもう1点、本日の会議で私は野次を入れましたが、議員は議案に対して反対討論や賛成討論を行います。

私がすべて正しいとは言いませんが、その討論のときには、我々議員は議案に対して意見を述べるのであって、他の賛成討論者、反対討論者の意見に反対意見を述べることはいかなるものかと思います。

とある議員には言い続けていますが、なかなかルールを守っていただけませんので、議長から注意をお願いします。

後藤國弘議長

お願いは承りました。

次期ごみ処理施設に関しては、組合議会の委員として視察をしますので、その状況が分かりましたら報告させていただきます。

藤川議員

近藤議員から討論のあり方について、あたかも他の議員の討論に反対する意見を言うてはいけないルールがあるかのような発言がありましたが、まずそのようなルールがあるなら、どこに書いてあるのかはつきりお示しいただきたいです。そんなルールがあることをはじめて聞きました。

	<p>議案に対して賛成、反対する理由を述べるにあたって、どんな理由を述べてもそれはその議員の考え方でありま す。それをできないようにすると、例えば先に意見を言っ た議員の発言内容に反対意見を述べられなくなると、1番 議員が何か討論したら、それに対する反対意見がすべて言 えなくなってしまうという、制限された議会になってしま いますし、そんなルールがあるのかなと思います。</p> <p>私が申し上げたいことがあるとすれば、人が発言してい るときに野次を飛ばす、議論を妨害する、そういう行為も 散見されますが、これは議会の品位保持という観点から見 ればよろしくない行為だと思いますので、全議員、そうい ったことはしないようにすべきではないかと思います。</p> <p>私は今回、賛成討論をさせていただいたのですが、まさ か賛成票を投じる方から野次が飛ぶなんて、びっくりしま した。不思議なこともあります。議会の品位保持という 観点からも野次を飛ばす、議事を妨害することはないよ うにすべきではないかと考えます。</p>
後藤國弘議長	議長が指名してその議員が発言している最中の野次は絶 対に慎んでいただきたいです。よろしくお願いします。
栗津議員	先ほどの藤川委員の賛成討論の話ですが、私が言った意 見に対して反論のようなことをしていますが、私は藤川議 員の発言に対して反論できるのでしょうか。それができる なら私は何も言いません。
後藤國弘議長	できません。
栗津議員	それなら先に討論したほうが損ではないですか。それは おかしいです。
後藤國弘議長	討論は、反対討論があって賛成討論があります。
栗津議員	議案に対しての意見ならいいですが、個人の言った意見 に対して反論するのはよくないですよ。
後藤國弘議長	討論に対する討論はできません。
佐藤議員	会議規則では、反対討論をした後、賛成討論をして、そ こから交互に討論するということが努力事項としては書い てあります。その点についてはどのように配慮されていま

後藤國弘議長	<p>すか。</p> <p>討論の順番は反対、賛成、反対、賛成となっています。</p>
近藤議員	<p>話がずれています。順番のことを聞いているのではなく、我々は議案に対して賛成や反対の討論をするんです。人の意見に対して反論するのはよくないと言っているんです。</p>
後藤國弘議長	<p>近藤議員が言われるのは、反対討論聞いて、その討論の揚げ足をとって賛成討論をするのはいかがなものか、ということですよ。</p> <p>それを制限する規則はありません。ありませんが、常識的にはなるべく議題に沿って討論をしていただきたいと、私からお願いしておきます。</p> <p>ほかに何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤國弘議長	<p>これにて全員協議会を終了いたします。ご苦労様でございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午後 2 時 40 分】</p>